

令和3年度

# 個別指導における 主な指摘事項（薬局）

東北厚生局

## 目 次

### 調剤全般に関する事項

- 1 処方箋の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 処方内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 処方内容に関する薬学的確認・・・・・・・・・・ P 1
- 4 調剤済処方箋の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 5 調剤録の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

### 調剤技術料に関する事項

- 1 調剤基本料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 2 地域支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 3 調剤料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 4 嚥下困難者用製剤加算・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 5 一包化加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 6 自家製剤加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

### 薬学管理料に関する事項

- 1 薬剤服用歴管理指導料・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 2 薬剤服用歴の記録・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 3 薬剤情報提供文書・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 4 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳・・・・ P 7
- 5 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等・・・・ P 7
- 6 麻薬管理指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 7 重複投薬・相互作用等防止加算・・・・・・・・・・ P 8
- 8 特定薬剤管理指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 9 乳幼児服薬指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 10 吸入薬指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 11 かかりつけ薬剤師指導料・・・・・・・・・・・・ P 9
- 12 服薬情報等提供料・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

### 薬剤料に関する事項

- 1 薬剤料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

### 事務的事項

- 1 標示・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- 2 届出事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- 3 掲示事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

## その他

- 1 保険請求に当たっての請求内容の確認・・・・・・・・・・ P11
- 2 保険外負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
- 3 関係法令の理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
- 4 指導対象薬局の開設者がほかの保険薬局も開設している場合 P11

## 令和3年度 個別指導における主な指摘事項（薬局）

### 調剤全般に関する事項

#### 1. 処方箋の取扱い

(1) 次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

処方箋の使用期間を超過している。

(2) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

用量の記載が不適切である。

ア 外用薬の使用部位の記載がない。

イ 吸入薬又は点鼻薬又は貼付剤の使用時点の記載がない。

用法の記載が不適切である。

ア センノシド錠 12mg の用法が2種類記載されている。「1日1回就寝前」と「便秘時」

イ オキノーム散 2.5mg 頓服 1回1包「医師の指示通り」

ウ ザファテック錠 100mg 「週に1回」のみの記載

エ ミノドロン酸錠 50mg 「4週間に1回」のみの記載

#### 2. 処方内容の変更

処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬剤の変更を、処方医に確認することなく行っている。

「チラーヂンS錠 25 $\mu$ g 3錠」を「チラーヂンS錠 75 $\mu$ g 1錠」

#### 3. 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの

ア 消化性潰瘍が疑われる患者に対するロキソプロフェンナトリウム錠 60mg、ファモチジン錠 20mg

イ 「チラーヂンS錠 100 $\mu$ g」と「炭カル錠 500mg」

ウ 2歳未満の乳幼児に対するナシピン点鼻・点眼液 0.05%

エ パーキンソニズムが疑われる患者にベサコリン散 5%

オ 慢性肝疾患が疑われる患者にメトトレキサートカプセル 2mg

医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの

ア 痛みに用いられたデパケン錠 100mg

- イ 鬱病の患者に対するゾルピデム酒石酸塩OD錠5mg
- ウ 抗生物質、化学療法薬が投与されていない患者に対するビオフェルミンR錠
- エ 変形性関節症とは異なる適応症で処方されたことが疑われるロコアテープ  
医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
- ア メトホルミン塩酸塩錠250mg 4錠 1日2回朝夕食前
- イ 高齢者にサイレース錠2mg1錠又はフルニトラゼパム錠1mg2錠  
医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
- ア アジルバ錠20mg 1日2回朝夕食後
- イ アムロジピンOD錠5mg 1日1回朝食後とカムシア配合錠HD 1日1回夕食後
- ウ バイアスピリン錠100mg 1日2回朝夕食後
- エ ファモチジンD錠20mg 1日1回朝食後
- オ プリンペラン錠5 5mg 3錠 食後
- カ メトクロプラミド錠5mg 1日2回朝夕食後
- キ オロパタジン塩酸塩OD錠5mg 1日2回朝夕食後
- ク クレナフィン爪外用液10% 1日3~4回
- ケ アコファイド錠100mg3錠 1日3回毎食前  
過量投与が疑われるもの  
高齢者に対する、ゾルピデム酒石酸塩OD錠5mg 1日3錠の投与  
倍量処方が疑われるもの
- ア ゾルピデム酒石酸塩錠5mg 2錠 1日1回就寝前30日分
- イ デパス錠0.5mg 4錠 1日2回朝夕食後30日分
- ウ エチゾラム錠0.5mg 2錠 1日1回就寝前30日分  
重複投薬が疑われるもの
- ア 「カムシア配合錠HD」と「ニフェジピンL錠20mg」
- イ 「ケトプロフェンテープ40mg 1日1枚 腰疼痛時」と「モーラスパップ60mg 1日2枚 腰疼痛時」  
薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの
- ア 「アゼルニジピン錠16mg」と「ニフェジピンCR錠20mg及び40mg」
- イ 「テモカプリル塩酸塩錠」と「バルサルタン錠」
- ウ 「アムロジピンOD錠5mg 1錠 1日1回夕食後」と「テラムロ配合錠BP 1錠 1日1回朝食後」
- エ 「リオベル配合錠LD」と「ビクトーザ皮下注18mg」  
投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて処方されているもの  
6週間又は8週間を超える処方
- ・ タケキャブ錠10mg

漫然と長期にわたり処方されているもの

ア 漫然と長期にわたる処方

- ・ モサプリドクエン酸塩錠 5 mg
- ・ ガスモチン錠 5mg

イ 月余にわたるビタミン製剤の処方

- ・ メコバラミン錠
- ・ シナール配合錠
- ・ メチコパール錠 500μg

ウ 8週間を超える処方

- ・ タケキャブ錠 10mg、20mg
- ・ ネキシウムカプセル 10mg、20mg

#### 4. 調剤済処方箋の取扱い

《調剤済処方箋の記載事項の不備》

- (1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない、不適切な又は不明瞭な例が認められたので改めること。

調剤済年月日

保険薬局の所在地

保険薬局の名称

保険薬剤師の署名又は記名・押印

- (2) 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない、不適切な又は不十分な例が認められたので改めること。

処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容

医師又は歯科医師に照会を行った場合、その回答内容

#### 5. 調剤録の取扱い

調剤録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

調剤録がない。

### 調剤技術料に関する事項

#### 1. 調剤基本料

調剤基本料の算定について、不適切な例が認められたので改めること。

以下の場合に調剤基本料を100分の80に相当する点数で算定していない。

複数の保険医療機関から交付された同一患者の処方箋を同時に受け付けた場合において、当該受付のうち、2回目以降の調剤基本料

#### 2. 地域支援体制加算

地域支援体制加算について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

管理薬剤師（施設基準の届出時点から変更されている者も含まれる。）について以下の要件を満たしていない。

ア 当該薬局に週 32 時間以上勤務

イ 施設基準の届出時点において、当該保険薬局に継続して 1 年以上在籍

### **3. 調剤料**

調剤料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

内服薬につき、1 剤とすべきところ、2 剤として算定している。

### **4. 嚥下困難者用製剤加算**

嚥下困難者用製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

嚥下障害等がない患者について算定している。

市販されている剤形（顆粒又は細粒）での服用が可能と思われる患者について算定している。

### **5. 一包化加算**

一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

服用時点の異なる 2 種類以上の内服用固形剤又は 1 剤であって 3 種類以上の内服用固形剤が処方されていないときに算定している。

治療上の必要性が認められない場合に算定している。（一包化は、多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的として行うものである。）

医師の了解を得ていない場合に算定している。

### **6. 自家製剤加算**

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。

調剤録等に製剤工程を記載していない。

医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

## **薬学管理料に関する事項**

### **1. 薬剤服用歴管理指導料**

同一日に複数の処方箋を受け付けた場合において、同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された処方箋について、受付回数を2回として算定している不適切な例が認められたので改めること。

## 2. 薬剤服用歴の記録

(1) 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬剤服用歴の記録への記載が、指導後速やかに完了していない。

同一患者の薬剤服用歴の記録について、必要に応じて直ちに参照できるよう保存・管理していない。

鉛筆で記載している。

次の事項の記載がない、不適切である又は不十分である。

ア 患者の基礎情報

- ・ 住所
- ・ 必要に応じて緊急連絡先

イ 処方及び調剤内容等

- ・ 調剤日
- ・ 調剤した薬剤
- ・ 処方内容に関する照会の要点等

ウ 患者の体質

- ・ アレルギー歴
- ・ 副作用歴
- ・ その他

エ 薬学的管理に必要な患者の生活像

オ 後発医薬品の使用に関する患者の意向

カ 疾患に関する情報

- ・ 傷病
- ・ 既往歴
- ・ 合併症
- ・ 他科受診において加療中の疾患に関するもの

キ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況

ク 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況

ケ 服薬状況（残薬の状況を含む。）

コ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）

サ 患者又はその家族等からの相談事項の要点

シ 服薬指導の要点

ス 手帳活用の有無

手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無



- セ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
  - ソ 指導した保険薬剤師の氏名
- 《医師の指示による分割調剤における 2 回目以降の調剤を行う場合》
- タ 処方医に対して情報提供した内容
    - ・ 患者の服薬状況
    - ・ 服薬期間中の体調の変化等
    - ・ 残薬の有無
    - ・ 残薬が生じている場合はその量及び理由
    - ・ 副作用の有無

その他

服薬指導の要点について、同様の内容を繰り返し記載している例が認められた。服薬指導は、処方箋の受付の都度、患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえた上で行うものであり、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、具体的に薬剤服用歴の記録に記載すること。

### 3. 薬剤情報提供文書

薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

次の事項の記載がない、不適切である又は不十分である。

ア 用法

- ・ 1日1回服用する医薬品の服用時点の記載がない。

イ 効能、効果

- ・ 患者個々の傷病等に応じた内容になっていない。
- ・ クエチアピン錠 12.5mg の嘔気時への頓服処方に対する効能、効果の記載が、興奮を抑える薬とされている
- ・ プラセボに対する乳糖
- ・ 薬効が複数記載されており、症状に応じた記載となっていないケタスカプセル10mg、ウブレチド錠 5 mg、カルベジロール錠10mg、フォシーガ錠10mg

ウ 副作用

- ・ 患者個々の傷病等に応じた内容になっていない。
- ・ エクア錠 50mg の急性膵炎
- ・ メトホルミン塩酸塩錠 250mgM T の乳酸アシドーシス
- ・ アムロジピンOD錠 10mg の劇症肝炎の初期症状
- ・ リピトール錠 10mg の劇症肝炎の初期症状
- ・ グラクティブ錠 50mg の急性膵炎の記載が不十分
- ・ 糖尿病の患者にアトルバスタチン錠の高血糖

## エ 相互作用

- ・ 患者個々の傷病等に応じた内容になっていない。
- ・ サインバルタカプセル 20mg とセイヨウオトギリソウ（セントジョーン・ワート）含有食品との併用注意
- ・ ジゴシン錠 0.125mg とセイヨウオトギリソウ（セントジョーン・ワート）含有食品との併用注意
- ・ ベルソムラ錠とペラパミル塩酸塩錠
- ・ リポバス錠とアムロジピン錠

## オ 服用及び保管取扱い上の注意事項

## カ 調剤した薬剤に対する後発医薬品に関する情報

## キ 情報提供を行った保険薬剤師の氏名

効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について、患者等が理解しやすい表現になっていない。

効能・効果等に関する記載について、

## ア 誤解を招く表現となっている。

## イ 調剤した薬剤と関係のない事項を記載している。

## 4. 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので改めること。

手帳に次の事項の記載が不十分である。

必要に応じて服用に際して注意すべき事項

- ・ 副作用
- ・ 相互作用
- ・ 投薬された薬剤や患者の病態に応じた内容となっていない
- ・ 毎回、適応についての文書がある
- ・ トレシーバ注フレックスタッチ300単位、ヒューマログ注ミリオペン300単位（シックデイ、高血糖時の指導）
- ・ スーグラ錠 50mg（脱水回避のための水分摂取）

## 5. 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等

電子的に保存している記録について、次の不適切な例又は事項が認められたので改めること。

最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」に準拠していない。（令和4年3月5.2版に改訂）

ア パスワードの要件として、英数字、記号を混在させた13文字以上の推定困難な文字列を使用していない又は英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的（最長でも2ヶ月以内）に変更していない。

イ 修正履歴が表示されない。

ウ 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていない。

## **6. 麻薬管理指導加算**

麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

残薬の取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行っていない。

麻薬による鎮痛等の効果又は副作用の有無の確認を行っていない。

薬剤服用歴の記録に指導の要点の記載がない。

## **7. 重複投薬・相互作用等防止加算**

重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。

「残薬調整に係るものの場合」に、「残薬調整に係るもの以外の場合」の加算を算定している。

「残薬調整に係るもの以外の場合」を算定しているが、そのほか薬学的観点から必要と認める事項について、処方医に対して連絡・確認を行っていない。

## **8. 特定薬剤管理指導加算**

特定薬剤管理指導加算 1 について、次の不適切な例が認められたので改めること。

特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。

ア 皮膚疾患に伴う掻痒に用いたアタラックス錠 10mg

イ 吐き気止めに用いたノバミン 5 mg

ウ 慢性疼痛に用いたサインバルタカプセル 20mg

エ 免疫抑制以外に用いたプレドニゾロン錠 1 mg

オ 疼痛緩和に用いたサインバルタカプセル 30mg

カ 高血圧症に用いたメインテート錠 2.5mg

特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。

薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない又は不十分である。

ア どの医薬品に対する記録なのか明確に記載すること。

イ スイニー錠 100mg の急性膵炎

ウ メトホルミン塩酸塩錠 250mg の乳酸アシドーシスに関する指導  
従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、  
重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。

## 9. 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な  
事項等の確認内容について、薬剤服用歴又は手帳の記録に記載がない。

薬剤服用歴の記録又は手帳に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、  
誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない又は不十分である。

ア 記載された内容が画一的

イ 指導内容を手帳に記載した旨を記載すること。

## 10. 吸入薬指導加算

吸入薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

患者の同意を得ていない。

保険医療機関に対し、文書による吸入指導の結果等（吸入指導の内容や患者  
の吸入手技の理解度等）に関する情報提供を行っていない。（手帳により情報  
提供することでも差し支えない。）

保険医療機関に対し情報提供した文書等の写し又はその内容の要点等を薬剤  
服用歴の記録に添付又は記載していない。

## 11. かかりつけ薬剤師指導料

かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、次の不適切な例が認められたの  
で改めること。

薬剤服用歴管理指導料に係る業務について

薬剤服用歴の記録

- ・ 次の事項の記載がない、不適切である又は不十分である。  
処方及び調剤内容等、患者の体質、薬学的管理に必要な患者の生活像、  
後発医薬品の使用に関する患者の意向 等
- ・ 患者からの問い合わせがあった場合の内容の記載が不十分である。

## 12. 服薬情報等提供料

(1) 服薬情報等提供料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

患者の同意を得ていない。

(2) 服薬情報等提供料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。

現に患者が受診している保険医療機関に対して提供する服薬状況等の文書が  
別紙様式1又はこれに準ずる様式となっていない。

患者の服薬期間中に新たに情報提供した事項、服薬期間中及び処方箋受付時に確認した患者の服薬状況等及び指導等について、情報提供の都度、薬剤服用歴の記録に記載していない。

## 薬剤料に関する事項

### 1. 薬剤料

内服薬につき、1剤とすべきところ2剤として薬剤料を算定している。

ルパフィン錠 10mg2錠とファモチジン OD錠 20mg 2錠とبرانルカスト錠 112.5mg 4錠

## 事務的事項

### 1. 標示

保険薬局である旨の標示がないので改めること。

### 2. 届出事項

次の届出事項の変更が認められたので、速やかに東北厚生局に届け出ること。

管理薬剤師の異動

保険薬剤師の異動

開局時間の変更

休業日の変更

### 3. 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

薬剤服用歴管理指導料に関する事項の掲示がない。

調剤報酬点数表の一覧等の掲示がない。

東北厚生局長に届け出た事項に関する事項の掲示がない又は誤っている。

(調剤基本料1・3 - 口、地域支援体制加算、後発医薬品調剤体制加算2・3、無菌製剤処理加算、在宅患者調剤加算、薬剤服用歴管理指導料4、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料、在宅患者訪問薬剤管理指導料)

明細書の発行状況について

ア 明細書の発行状況に関する事項の掲示が誤っている。

公費負担医療に関する記載が誤っている。

イ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない又は患者からの求めがあったときに交付するとなっている。

ウ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、会計窓口で明細書の交付を希望しない場合の掲示がなく、患者の意向が確認できない。

### 《地域支援体制加算関係》

健康相談又は健康教室を行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。

### 《後発医薬品調剤体制加算関係》

後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。

## その他

### 1. 保険請求に当たったの請求内容の確認

保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。

請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴の記録又は調剤報酬明細書の確認が行われていない。

### 2. 保険外負担

患者からの実費徴収について、次の不適切な例が認められたので改めること。

実費徴収に係る次の事項について、薬局の内側の見えやすい場所に掲示していない。

ア 患者の希望に基づく内服用固形剤の一包化の費用

イ 患家等への調剤した医薬品の持参料及び郵送料

### 3. 関係法令の理解

健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。

### 4. 指導対象薬局の開設者がほかの保険薬局も開設している場合

開設者は、今回の指導結果の内容を踏まえ、同様に開設者となっている他の保険薬局について状況の把握を行い、業務内容等について必要な改善を行う等、保険調剤の質的向上及び一層の適正化を図ること。